

医療費 窓口負担額軽減のご案内 (70 歳以上)

高額療養費制度とは、医療機関の窓口で支払った額がひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。手続きの対象となる方は各保険者窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※65 歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象となります。

	適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
	現役並み	Ⅲ	年収約 1,160 万円～ 標報 83 万円以上／課税所得 690 万円以上	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1%
Ⅱ		年収約 770 万円～約 1,160 万円 標報 53 万円以上／課税所得 380 万円以上	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1%	
Ⅰ		年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28 万円以上／課税所得 145 万円以上	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1%	
一般	年収 156 万～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満等		18,000 円 〔年間の上限 144,000 円〕	57,600 円 【多数回 44,400 円】

【計算の考え方】 医療機関ごとに計算します。同じ医療機関でも外来と入院は別々に計算します。

■ 手続きの流れ ■

当院ではオンライン資格確認システムを導入しているため、情報提供の同意が得られれば各保険者窓口への手続きの必要はありません。

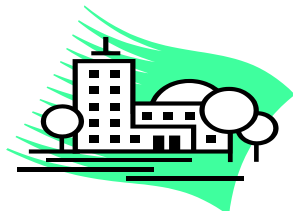
ただし、各保険者窓口での交付を希望される方はご自身での申請をお願い致します。

※認定証は原則として申請した月の1日より適用されるものが保険者より交付されます。

※認定証の手続きは月をまたいでしまう前に早めにおこなってください。

◆◆申請先一覧（加入されている保険から申請先を以下の表にて確認ください。）◆◆

保険証の種類	申請先	交付
国民健康保険	お住まいの市区町村の担当窓口	即日
後期高齢者医療制度		
健康保険組合、全国健康保険協会、 共済組合、国民健康保険組合	ご加入の医療保険者	後日 (1 週間前後)



①保険者へ申請



② 交付



③医療機関へ提示

申請にあたっては保険証および印鑑が必要となる事がありますので保険者へお問い合わせの上、お手続きください。

※お手続き等ご不明な点がございましたら、各病棟事務員または下記医事室入院請求グループまでお問い合わせください。